

坂井郡介護保険広域連合

編集・発行

坂井郡介護保険広域連合 〒913-8511 三国町水居 17-45 (指井根坂井合同庁舎内)
TEL 0776-82-2800 FAX 0776-82-8855 E-mail: s-kouki@mitene.or.jp

vol. **3**

平成12年12月15日



郡内各地域で学習講座を開催

介 護保険制度の理解をより深めてもらおうと、坂井郡内の各地域で学習講座を開催しています。

この講座では、介護保険の申請から認定までの流れやサービス内容等についての説明で、特に、十月から第一号被保険者（六十五歳以上の方）の保険料納付が始まったことから、介護保険料のしくみや納め方など関心がある様子で、参加されたみなさんは熱心に耳をかたむけていました。



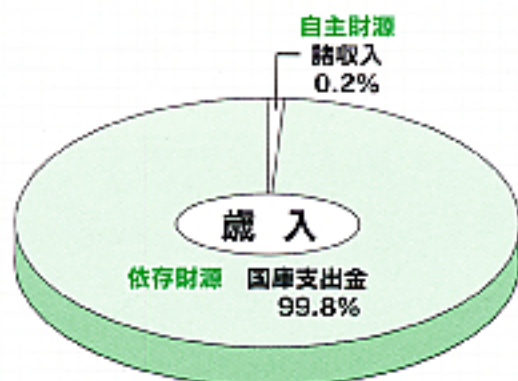
広域連合の財政事情を公表します

平成 11 年度 決算報告

第3回広域連合議会定例会で、平成11年度一般会計の決算が認定されました。その概要をお知らせします。

総額
歳入 10億3,159万9千円

諸収入は、坂井郡介護認定審査会の特別会計廃止に伴う剰余金を繰り入れしたものです。また国庫支出金の内訳は、65歳以上の万の介護保険料軽減等にかかる国の臨時特例交付金10億1,925万9千円と高齢者介護体制整備支援事業費等補助金10,000千円となっています。



- 諸収入 2,340千円
 - ◇ 各構成町の分担金（審査会より）
- 国庫支出金 1,029,259千円
 - ◇ 国庫補助金

総額
歳出 10億3,157万7千円

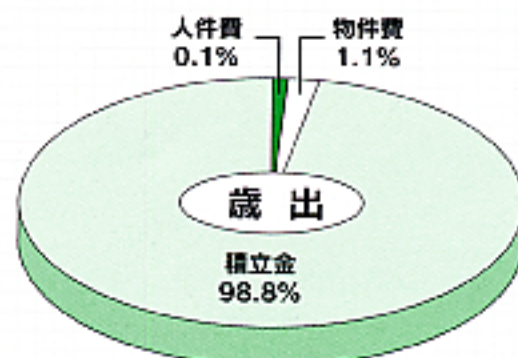
積立金は、国の臨時特例交付金10億1,925万9千円を介護保険円滑導入基金に積立てたものです。これは、平成12年度、13年度の保険料軽減対策のほか準備事務経費に充てられます。

その他の主な経費として、職員・議員等の人件費868千円、事務所開設に伴う改装工事費1,368千円、事務用備品2,091千円、情報連携システム開発委託料3,150千円など物件費が11,450千円となっています。

歳入から歳出を引いた実質収支は22千円となりました。



※ 今回の決算は、広域連合設立の平成12年2月1日から3月31日までの2ヶ月分となっています。



- 議会費 92千円
- 総務費 1,031,485千円
 - ◇ 総務管理費 1,031,470千円
 - ・ 基金積立金 1,019,259千円
 - ・ 人件費 819千円
 - ・ 情報等連携システム開発委託料 3,150千円
 - ・ 事務所改装工事費 1,368千円
 - ・ その他の物件費 6,874千円
 - ◇ 選挙費 10千円
 - ◇ 監査委員費 5千円

平成12年度上半期財政事情

(平成12年9月30日現在)

一般会計

■歳入 (単位：千円)		■歳出 (単位：千円)	
款	小計額 収入済額	款	予算額 支出済額
1 雑収入	42,755 20,117	1 議会費	1,922 846
2 国庫支出金	1,971 0	2 総務費	41,792 16,169
3 県支出金	985 0	3 予備費	2,000 0
4 繰越金	1 22	歳出合計	45,714 17,035
5 諸収入	2 147		執行率 37.3%
歳入合計	45,714 20,296		
	執行率 44.4%		

介護保険特別会計

■歳入 (単位：千円)		■歳出 (単位：千円)	
款	予算額 収入済額	款	予算額 支出済額
1 保険料	237,766 0	1 総務費	180,032 63,552
2 雑収入	738,590 350,255	2 保険給付費	4,660,890 1,564,963
3 特別徴収	10 0	3 施設整備費	27,457 0
4 国庫支出金	1,235,022 349,211	4 基金積立金	90,000 0
5 県支出金	607,361 216,436	5 雑支出金	333 0
6 返上金	1,603,435 575,484	6 予備費	4,817 0
7 国庫収入	10 219	歳出合計	5,163,632 1,628,535
8 寄付金	1 0		執行率 31.5%
9 繰入金	740,426 150,000		
10 諸収入	9 0		
歳入合計	5,163,632 1,660,655		
	執行率 32.2%		

第三回広域連合議会定例会

第三回広域連合議会定例会が十一月二十一日、芦原町議場において開催されました。

この定例会には、平成十一年度一般会計歳入歳出決算認定、広域計画の作成及び平成十二年度一般会計補正予算(第二号)の三件を提出し、全議案とも原案通り可決、認定されました。

また、空席となっていた広域連合収入役に、春江町収入役の渡邊一成氏が選任されました。



一般質問の内容は次のとおりです。

藤岡繁樹議員

① 広域連合としての新たな施設整備計画は

また、施設入所の現状と待機者の状況は

② 保険料の納付状況や在宅サービスの利用など郡内の状況は

③ 痴呆症の要介護認定改善を

奈須田広域連合長

① 介護保険施設については、ほぼ充足していると思われるが、若干の待機者もいることから、今回作成した介護保険事業計画等を基本に、在宅サービスのとの調整など適正な整備を検討していく。

③ 調査員及び審査会委員の事例研究を実施するなど痴呆症の種な把握に取り組みとともに、二次判定の重要性に

配慮した審査となるよう指導していきたい。

笹原事務局長

② 当初の年間調定額では、特別徴収二億一千八十一万三千六百円、普通徴収二千五百六十二万七千二百円となっております。

おり、収納率はそれぞれ三十一・三%と十九・六%となっている。

また、在宅サービスの事業所やマンパワーなど、前年度を上回るサービス供給見込みとなっている。

田中洋行議員

① 低所得者の保険料軽減と広域連合独自の減免制度を

② サービス利用料の低所得者減免のその後の現状は

奈須田広域連合長

① 介護保険制度の基本理念に基づき、五段階により賦課を行っている。なお、低所得者の減免については、厚生省の指導等も踏まえ、慎重に検討していきたい。

② 低所得者を対象に、介護保険制度施行前からサービスを受けているホームヘルプサービスなどの利用料の免除や、社会福祉法人の行う在宅サービス利用料を二分の一に軽減することで低所得者の負担の軽減を図っている。

後藤持洋子議員

① 広域的にバランスのとれた施設整備を

② 管内のホームヘルパーの活動実態はどうなっているか

奈須田広域連合長

① 管内には、訪問介護が十二事業所、通所介護が九事業所など福井市に次ぐサービス事業者数となっており、管内各地域にバランスのとれた配置となっている。

笹原事務局長

② ホームヘルプサービスは、従来の公設から民営へと切り替わることや、新規ヘルパーの増員などその態様が変化しているが、在宅サービスのかなめとして、今後、関係事業者と十分連携をとり、サービス内容の低下をきたさないよう取り組んでいきたい。

高齢者の自立と安心による生涯現役のまちづくりを



広域連合では、介護保険制度の総合的かつ、計画的な広域行政を行うため、このほど、介護保険事業計画及び老人保健福祉計画を作成しました。

この計画は、基本目標を

- ① 介護体制の確立
- ② 介護予防対策の充実
- ③ 社会参加の促進
- ④ 地域ケア体制の構築

としており、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施や、高齢者に対する心身の保持および生活の安定など、必要な施策の指針とするもので、高齢者が健康で生きがいをもっていつまでも楽しい生活を営むための社会づくりを進めてまいります。

ご存知ですか

■高額介護サービス費

介護保険では、原則として利用したサービス費用の1割を利用者が負担します。しかし、支払った1割の自己負担が、一定金額(上限額)を超えたときは、あなたの所得状況等により、その超えた分があとから払い戻されます。申請手続きには、明細の入った領収証が必要ですので、大切に保管してください。

自立負担上限額	
一般世帯	37,200円/月
住民税世帯単課税	24,600円/月
生活保護世帯等	15,000円/月

■食事の標準負担額軽減

介護保険施設に入所している方の食事費用は、利用者が負担(七六〇円/日)することになっていますが、所得の状況によって減額されます。減額を受けるには、認定証の交付を受ける必要があります。

食事の標準負担額	
住民税世帯単課税	500円/日
生活保護世帯等	300円/日

高額介護サービス費及び、食事標準負担額軽減を受けるためには、いずれも申請の手続きが必要です。詳しくは、役場介護保険担当課または広域連合までお問い合わせください。



介 介護保険料の賦課徴収が十月からはじまって、介護保険が身近に感じられるようになったと同時に、いろんな疑問も出てきたのでは？
そこでみなさんの疑問にお答えします。

Q なぜ、保険料を納めなければならぬの？

A 今、若後一番の不安は、もしも老後(きり)になったらどうなるかという事です。

介護保険は、高齢者の方々にも現役世代にも受けてもらいたいのが、全体の費用の1割を保険料として負担していただくものです。

Q 収入が少なくて、保険料を払わなければならないのですか？

A 一人ひとりの保険料の額は、年金のほか給料や事業による所得など、すべての収入をもとに決まります。

収入の少ない方には、無理のない負担となるよう住民税の課税状況に応じて、5段階の保険料となります。

Q 老後の場合、二人分の保険料を払うのですか？

A 介護保険では、六十五歳以上の方はすべて被保険者となります。また、夫婦ともに年金を受けられることになっていますので、夫婦それぞれ年金などの収入に応じて納めていただくこととなります。

Q 高齢者の保険料はいつから納めるの？

A 六十五歳になったその月から納めていただきます。

Q 年金をもらっていますが、どうして納めなければならないの？

A 年度の途中で、六十五歳になったり、年金を初めて受給することになった場合、他の市町村から転入してきたときなどは、翌年度から天引きのようになります。ただし、年金が一定額以下の場合には自分で納付していただく必要があります。

Q 死亡したり、転出した場合はどうなるの？

A 死亡の場合は、葬式が済んだ翌日より、転出の場合は、他市町村への転入日や喪失日となります。したがって、保険料はそれぞれの理由の前月分まで納付していただくことになります。

※詳細については、各役場窓口、または広域連合へお問い合わせください。

介護保険料の納期限は

- 第3期分 12月25日
- 第4期分 1月25日
- 第5期分 2月26日

※納期限までに納めましょう
便利な口座振替を
おすすめします



介護サービス実態調査

広域連合では、要介護認定者など約二千二百人を対象に介護サービスの実態調査を実施しています。

この調査は、サービス内容に対する、利用者の意向などを把握するもので、来年三月までに結果をまとめ、今後の介護保険事業運営の適正化をめざすものです。

要介護認定の状況(平成12年10月末日現在)

	自立	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
三国町	14	102	195	117	97	102	110	737
戸原町	8	27	98	60	52	65	56	366
金津町	17	32	89	65	60	68	64	395
丸岡町	29	78	202	126	116	132	109	792
香江町	7	36	126	89	74	69	64	465
坂井町	13	38	82	55	40	38	44	310
計	88	313	792	512	439	474	447	3,065

(人)